

令和7年第1回 博多区選挙管理委員会

令和7年1月20日

議 題

1 議 案

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第2号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第3号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第4号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第5号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

2 報告事項

福岡県知事選挙における期日前投票所の設置について

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

1 抹消する者の数
919人

内 訳

死亡者 224人

市外へ転出後4箇月を経過した者 695人

2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

3 抹消年月日
令和7年1月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和7年1月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	2	1	3	8	7	15	0	0	0	10	8	18
2	奈良屋	5	7	12	20	16	36	0	0	0	25	23	48
3	御供所	3	2	5	1	3	4	0	0	0	4	5	9
4	大浜	3	5	8	10	11	21	0	0	0	13	16	29
5	千代第一	2	1	3	10	14	24	0	0	0	12	15	27
6	千代第二	5	4	9	8	5	13	0	0	0	13	9	22
7	吉塚	7	5	12	22	17	39	0	0	0	29	22	51
8	東吉塚	2	5	7	23	19	42	0	0	0	25	24	49
9	堅粕	3	3	6	21	20	41	0	0	0	24	23	47
10	東光	1	5	6	21	27	48	0	0	0	22	32	54
11	席田	4	3	7	5	10	15	0	0	0	9	13	22
12	月隈	4	6	10	14	9	23	0	0	0	18	15	33
13	東月隈	9	10	19	5	2	7	0	0	0	14	12	26
14	住吉	3	6	9	13	9	22	0	0	0	16	15	31
15	美野島第一	2	1	3	16	9	25	0	0	0	18	10	28
16	美野島第二	1	3	4	7	9	16	0	0	0	8	12	20
17	東住吉	3	2	5	24	28	52	0	0	0	27	30	57
18	春住	4	4	8	27	27	54	0	0	0	31	31	62
19	那珂第一	7	3	10	9	8	17	0	0	0	16	11	27
20	那珂第二	3	3	6	19	16	35	0	0	0	22	19	41
21	那珂第三	6	2	8	6	5	11	0	0	0	12	7	19
22	弥生	6	1	7	7	5	12	0	0	0	13	6	19
23	板付北	2	3	5	3	1	4	0	0	0	5	4	9
24	諸岡	1	2	3	2	5	7	0	0	0	3	7	10
25	板付	5	4	9	6	10	16	0	0	0	11	14	25
26	麦野	5	6	11	12	15	27	0	0	0	17	21	38
27	三筑北	4	1	5	8	4	12	0	0	0	12	5	17
28	三筑南	6	3	9	6	10	16	0	0	0	12	13	25
29	那珂南第一	3	4	7	16	14	30	0	0	0	19	18	37
30	那珂南第二	2	6	8	6	5	11	0	0	0	8	11	19
	計	113	111	224	355	340	695	0	0	0	468	451	919

議案第2号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 登録する者の数
2人

- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 登録年月日
令和7年1月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

議案第3号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年1月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

議案第4号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

- 1 抹消する者の数
3人

内 訳

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過したことによる | 2人 |
| ② 死亡による | 1人 |
| ③ 日本国籍を失ったことによる | 0人 |

- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり

- 3 抹消年月日
令和7年1月20日

(根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第5号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和7年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 南原 茂

移替えを延期する期間

令和7年2月18日から令和7年3月23日まで

(根拠)

- ・公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。